# 科学研究費助成事業研究成果報告書

平成 29 年 6 月 12 日現在

機関番号: 32641

研究種目: 基盤研究(B)(一般)

研究期間: 2012~2016

課題番号: 24330004

研究課題名(和文)ヨーロッパ旧社会主義国の人権に対するヨーロッパ人権裁判所のインパクトに関する研究

研究課題名(英文)The impact of the ECHR toward Human Rights situation in the ex-Socialist countries in Europe

#### 研究代表者

伊藤 知義 (ITO, TOMOYOSHI)

中央大学・法務研究科・教授

研究者番号:00151522

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 10,900,000円

研究成果の概要(和文): 欧州旧社会主義国に対する欧州人権裁判所の影響が、近代法経験を基本的には持たないロシアとそれ以外の国とでどう違っているか、という問題を中心に研究を実施した。近代法の経験があるセルビアは、ロシアと同じ正教文化の伝統を持つ社会だが、EU加盟交渉中であることもあり、全面的にその影響を受けている。これに対し、ロシアは、国内法機関の抵抗はあるものの、政治と直接関わらない問題については、欧州人権裁判所の影響を確認することはできるが、チェチェン紛争のように政治と直結する問題については、これを一切拒絶している。同性カップルへの対応では、カトリック・プロテスタント文化圏と正教文化圏とで明瞭な相違が観察された。

研究成果の概要(英文): We have done a study of the influence of the ECHR toward the ex-Socialist countries in Europe, focusing on the problem what is the difference between Russia, which has generally no experience of the Modern Laws, and others. Serbia, which has experienced the Modern Laws, has the same Orthodox tradition as Russia, but she is fully accepting the ECHR, because of the process of European integration as well. What is the situation in Russia? While we can confirm it in the field, which has no direct connection with Russian politics in spite of the resistance from the domestic courts, she has completely rejected it concerning to such political issues as Chechen War. On the legal recognition of the same sex partnership, we have noticed the clear difference between Catholic-Protestant and Orthodox areas.

研究分野: ロシア、東欧の民法・法文化

キーワード: 欧州人権裁判所 旧社会主義国 ロシア セルビア 近代法 東方正教 カトリック プロテスタント

### 1.研究開始当初の背景

日本は欧州人権裁判所とは直接関係のな い国であるが、西欧法を継受したという歴史 的経緯から、西欧近代法の将来に深く関わる と思われる欧州人権裁判所に対する関心は 強い。日本は、近代法経験をすでに100年以 上有する先進国であるが、キリスト教とロー マ法をベースにする欧米とは異なり、近代法 はあくまでも外来のものである。西欧型の法 制度が世界中に広まった現在ではあるが、西 欧法とは異なる法文化、例えば、イスラム法 や中国法が大きな存在感を示すようになっ ている。そのような情勢の中で、日本と同じ く、西欧法が自生のものではない、ロシア・ 東欧地域の多くは社会主義を経験したとい う共通性を持つ。その旧社会主義国圏で、欧 州人権裁判所がどのような影響力を行使し ているかについては、日本ではほとんど研究 がなされていない。そこで、本研究は、この 空白を埋め、ヨーロッパにありながら西欧で はないこの地域において、欧州人権裁判所お よびその判決がどのような意味を持ってい るのかを明らかにしたいと考えた。

#### 2.研究の目的

人権は普遍的か。現在の欧米では一般にこ れを肯定するが、中国などの社会主義国やイ スラム諸国はそのような主張を認めない。ヨ ーロッパにおける社会主義体制の崩壊後、旧 社会主義国では人権の復活ないし承認が進 んできた。しかし、半世紀以上に渡る人権軽 視の社会的慣性はすぐには消えない。そのよ うな中で、欧州人権裁判所に旧社会主義国が 被告として訴えられ、その判決によって、当 該国における人権状況が影響を受けるとい う実例が数多く生じている。この研究では、 その具体的な事情を解明するとともに、西欧 起源の人権の受容が、近代法経験を基本的に は持っていないロシア型の国とそれ以外の 国とでどのように違っているか、特に「大国」 ロシアにおいて今後人権が定着する可能性 はどの程度あるのかを明らかにすることを 目的とした。

## 3.研究の方法

果を対外的に発信した。

#### 4.研究成果

(1)毎年度、国内研究会を1度ないし2度 開催し、本研究に関わり研究会参加者が行っ た検討・分析結果の報告を受け、意見を交換 した。報告テーマは以下の通りである。

<sup>r</sup> Central and European Countries and Execution of Judgments of European Court of Human Rights, rKeller, Hellen & Alec Stone Sweet (eds.), "A Europe of Rights: The Impact of the ECHR on National Legal Systems "Oxford, Oxford UP, 2008 の総論 と各国報告部分を分担して報告」「ロシア連 邦の監督審制度とヨーロッパ人権裁判所」 「近年のロシア連邦憲法裁『改革』構想-マ ルキン事件以後の展開」、「ロシアにおける社 会的給付その他をめぐる裁判と欧州人権裁 判所、「ロシアの不動産善意取得をめぐる欧 州人権裁判所判決」「ロシアにおける信教の 自由と欧州人権裁判所」「チェチェン戦争と 欧州人権裁判所(仮題)」「ヨーロッパ評議 会からみたロシア司法改革の評価 The honouring of obligations and commitments by the Russian Federation を中心に」「ロ シアにおけるマスメディアの自由と欧州人 権裁判所」、「ストラスブール、モスクワおよ びサンクト・ペテルブルグ訪問調査成果報告、 「2015 年セルビア民法典草案と欧州人権裁 判所」、「ロシアにおけるヨーロッパ人権裁判 所判決の執行をめぐる今日的動向--Anchugov & Gladkov v. Russia (2013.7.4.) を手がかりにして」、「欧州人権裁判所と社会 法 - ロシアの場合」、「現代ロシア政治のなか の欧州人権裁判所とロシア憲法裁判所」、「監 督審に対する、欧州人権裁判所の近時の態 度」、「マスメディアによる名誉毀損事件をめ ぐるロシアと欧州人権裁判所」。

### (2)国外調査としては、以下のものを実施 した

2015 年 2 月に、連携研究者の樹神が欧州人権裁判所の設置されているストラスブールにおいて調査を行った。欧州人権裁判所判決執行部、欧州人権裁判所事務局のボラケヴィッ氏、ベニス委員会、欧州人権裁判所ドイツ選出裁判官等とインタビューし、ロシア連邦の欧州評議会加盟に対する評価、欧州人権裁判所判決のロシア連邦法への影響、欧州評議会・欧州人権裁判所からみたロシアの法律家、ロシア連邦からの提訴が多数であることとその減少傾向、その他の論点について調査して意見を交換した。

2015年2月から3月にかけて、分担研究者である篠田、阿曽、連携研究者である武井、その他の研究協力者がモスクワおよびサンクト・ペテルブルグを訪れて調査を行った。コヴレル元人権裁判所裁判官、ロシア連邦憲法裁判所・カザンツェフ裁判官、サンクト・ペテルブルグ大学ベローフ准教授、フィラトヴァ・憲法裁モスクワ代表部副代表、クニャ

ズキン弁護士、モスクワ国立法アカデミー・ロシュコーヴァ教授などとインタビューを行った。人権裁判所のロシアへの影響、監督審、再審事由としての人権裁判所判決、判決の執行等の問題について、各専門家の見解を聴取し、意見交換を行った。

2015年11月に樹神がロシア調査を行った。 「欧州人権裁判所判決執行から見た現代ロ シア法」というテーマで、事前に質問票を作 成した上で、欧州人権裁判所の裁判官・前裁 判官(クニャーゼフ、コブレル)のほか、欧 州人権裁判所やロシア憲法裁判所の職員、ロ シアの弁護士などとインタビューした。ロシ ア連邦における判決の執行状況と類型、最終 決定に至ったものと最終決定に至らないも のが多い原因、憲法裁判所が現在のロシアに おいて果たしている役割、一般措置のメカニ ズム(パイロット判決を含む)とロシアにお ける大統領府、司法省、連邦議会法保護機関 (国内判決の未執行、監督審、法保護機関等 の活動の実務改革等 ) 欧州人権裁判所によ る(相互)妥協必要論、マルキン判決以後・ ユコス関係判決以後のロシア国内の雰囲気、 現ロシア憲法裁判所の出生に関わる「トラウ マ」、ロシア憲法裁判所への期待と失望等の 問題につき、インタビューしながら、情報を 収集しつつ若干の議論を行った。

2016 年 9 月、2017 年 3 月には、研究代表 者の伊藤が、セルビアおよびマケドニアを訪 問した。マケドニアでは、スコピエ大学法学 部名誉教授の Škarić 氏、法学部助教授の Naumovski 氏および Gavrilović 氏と、マケド ニアの EU 法への統合、欧州人権裁判所判決 および慣習法のマケドニア法への影響など について意見を交換するとともに、法学部と マケドニア科学アカデミーにおいて関連す る資料を収集した。セルビアでは、ベオグラ ード大学の名誉教授 Orlić 氏、法学部長 Avramović 氏、教授の Mirković 氏、助教授の Kršljanin氏、文学部副学部長のMarković氏、 およびノヴィ・サド大学の Nikolić 学長にイ ンタビューをして、本研究課題に関連するテ -マについて意見交換するとともに資料収 集を行った。また、セルビア民法典草案に対 する欧州人権裁判所の影響がいかなるもの であるか、草案のパブリックコメント募集が 本年末まで延長されていることや EU とセル ビアとの関係、地政学上のセルビアの位置づ けなどについても現地の専門家や一般人と 意見を交換した。また、2016年7月には、伊 藤が台湾中央研究院の廖福特氏にインタビ ューを行い、日本同様に欧州評議会を構成し ていない台湾において、欧州人権裁判所判決 に関してどのような研究がなされているの かについて状況を聴いた。

(3)以上の国内研究会、海外調査から得られた知見

ロシアに関する研究・調査から得られた評価は以下の通りである。その最大の成果は、

欧州評議会加盟・欧州人権条約署名批准の現 代ロシア法への影響は、「まだら」というこ とである。ただし、改革が進んだと言われて いる分野でも、その意味を慎重に評価する必 要がある。どのような分野で影響が大きく、 どのような分野でそうでないかを分析した 結果、判決の執行など政治と直接関わらない 分野では、ロシア法に対する欧州人権裁判所 の影響は顕著であり、この点で、欧州人権裁 判所の非ロシア人専門家たちも、ロシアを西 欧など他国と比較して例外的に問題のある 国であるという評価はしていない(ただし、 ロシア憲法裁判所など、欧州人権裁判所に対 して自らの立場を強固に主張する傾向が口 シアではしばしば見られる)。したがって、 文化論からロシアを特別視して研究を進め ることは、適当でないと考える。他方で、チ ェチェン紛争のように政治的に敏感な問題 については、欧州人権裁判所の判決の影響は ロシアに対して全くないと言っていい。従っ て、その影響は問題ごとに違っており、ロシ アは近代法経験がないゆえに、近代法に基づ く欧州人権裁判所の影響が、近代法経験のあ る旧社会主義国と比べて違っているとは一 概には評価できない。

ロシア法に対する欧州人権裁判所判決の 影響を目の当たりにする1つの例は、住戸の 善意取得をめぐるストラスブールの判決で ある。公有住戸の私有化過程での公務員の不 正行為があったと思われる状況下で、シング ルマザーが住戸を購入した。不動産の善意取 得という制度自体が非常に興味深いが、ロシ ア国内裁判所では、所有者の意思に反する占 有離脱があったとして、民法の規定に従い、 この善意取得者に対するモスクワ市からの 所有物返還請求を認めた。これに対し、欧州 人権裁判所は、公益的要求と個人の基本権保 護要請との間で「公平なバランス」を取らな ければならないとの理由付けで、国内裁判所 の最終判断を否定し、善意取得者に対する明 渡判決を取り消すべきだという判断を下し た。これは、ロシア国内で大きな反響を呼び、 結局、申立人すなわち善意取得者は、住戸に 対する所有権を失わずに済み、他の同様の事 例に対しても、善意取得者に救済が与えられ ることとなった。

ロシア以外では、マケドニアおよびセルビアについて研究を進めた。両国は、ともにまだ EU に加盟はしていないが、加盟交渉がすでに始まっており、旧ユーゴスラビアを構成したスロベニア、クロアチアに続いて、EU 加盟国となるべく国内の法整備を進めている。他方で、両国とも、以前から欧州協議会加盟国であり、欧州人権裁判所の判決を受け入る。セルビアは、オーストリアー般民法典およびフランス民法典のよりでは、オーストリアー般民法典およびフランス民法典の長い経験を強く受けた民法典を、すでに 1844 年にの長い経験を有している。そのセルビアでは、現在 170 年ぶりの民法典制定作業が進んでお

り、そこでは、ヨーロッパ法文明の遺産を継承するという点が強調され、欧州人権裁判所その他西欧法の影響を強く受けた草葉が続けられ、パブリックコメント募集が続けられている。しかし、他方で、セルビアの伝統とのな価値についても同時に考慮することがにあっとも重要なのは、東方正教会の教義権も当については、これを受容する政治でも観察される現象であり、この点でも観察であり、これを受容するでも観察される現象であり、この点でもしまり、プロテスタントを受容している西欧文化圏とは顕著な違いがなお存在することが明らかである。

台湾も、日本法を経由して西欧法を継受した国であるが、欧州人権裁判所に対する関心は、日本ほどは強くない。しかし、大法官会議(憲法裁判所)の判決中で欧州人権裁判所判決が引用されることがあるとのことで、日本では考えられない状況が非常に興味深い。

### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

#### [雑誌論文](計16件)

伊藤知義「ロシアにおける民事確定判決の 再審理(裁判の蒸し返し)---再審の利用拡 大に焦点を当てて---」社会体制と法、査読 有、第 15 号、2017 年、74~101

<u>篠田優</u>「ロシアはヨーロッパかアジアか? -<法>という角度から考えるー」ボストーク(NPO 法人ロシア極東研機関誌) 査読無、29号、2017、12-17

佐藤史人「憲法改正権力の活躍する『立憲主義』-ハンガリー基本法の世界」世界、査 読無、888号、2016、157-164

阿曽正浩「ロシアにおける通常裁判所の裁判官の選任過程-裁判官自治と外部統制の相克」人間科學研究(北見工業大学)、査読有、12号、2016、15-47

小森田秋夫「欧州を驚かすポーランドの政 変-2015 年の2つの選挙が生み出した議会多 数派至上主義の"暴走"」ロシア・ユーラシ アの経済と社会、査読無、1002号、2016、2-43

<u>小森田秋夫</u>「ポーランドにおける裁判官論 の動向」神奈川法学、査読無、47 巻 3 号、2015、 1-45

小森田秋夫「ポーランドにおける儀礼屠殺をめぐる論争─信仰の自由、動物の保護、商業上の利益」ロシア・ユーラシアの経済と社会、査読無、990号、2015、33-47

<u>杉浦一孝</u>「ロシア連邦における裁判統制と 刑事監督審手続」、名古屋大学法政論集、査 読無、262 号、2015、101-150

武井寛「移行経済(体制転換)と労働法-ロシア法に即して」法律時報、査読無、86 巻 4号、2014、27-32

Асо Масахиро, Свобода выражения в Японии, Конституционное право и правовая культура Японии и России: Вопросы развития.Сборник документов участников российсо-японской научно-практической конференции. 查読無、2014, 8-15.

<u>杉浦一孝</u>「ロシアの監督審制度とヨーロッパ人権裁判所」名古屋大学法政論集、査読無、256号、2014、1-54

Фумито Сато, Конституционное право и правовая культура Японии и России: Вопросы развития. Изучение права России в Японии, 查読無、2014 64-75.

伊藤知義「ロシア民法における不動産善意 取得制度---日本民法 94 条 2 項類推適用法理 との対比を中心に---」比較法雑誌、査読無、 47 巻 2 号 (2013 年 9 月) 29-60

<u>小森田秋夫</u>、佐藤史人「ロシア憲法裁判所 の判決-2012 年」法律時報、査読無、85 巻 8 号、2013、84-91

佐藤史人、水島朝穂「試練に立つ立憲主義? -2011年ハンガリー新憲法の衝撃(2・完)」比較法学、査読無、47巻1号、2013、1-52

<u>伊藤知義</u>「ロシアにおける公正な裁判と欧州人権裁判所」比較法研究、査読無、74号、2012、85-97

# [学会発表](計件)

#### [図書](計1件)

伊藤知義 (共著)「社会主義ソ連時代における民事裁判のあり方---客観的真実主義と裁判所積極主義---」『シャリーアとロシア帝国一近代中央ユーラシアの法と社会』堀川徹、磯貝健一、大江泰一郎編、臨川書店、査読有、2014、230-255

### [産業財産権]

出願状況(計 件)

名称: 発明者: 権利者: 種類: 番号:

出願年月日: 国内外の別:

取得状況(計件)

名称: 発明者: 権利者: 種類: 番号:

取得年月日: 国内外の別:

〔その他〕 ホームページ等

# 6. 研究組織

# (1)研究代表者

伊藤知義(ITO,Tomoyoshi) 中央大学法科大学院・教授 研究者番号:00151522

### (2)研究分担者

篠田優 (SHINODA, Yu) 北星学園大学経済学部・教授 研究者番号: 00196396

阿曽正浩 (ASO, Masahiro) 北見工業大学工学部・准教授 研究者番号: 00221721

# (3)連携研究者

杉浦一孝 (SUGIURA, Kazutaka) 名古屋大学・名誉教授 研究者番号: 80115584

小森田秋夫(KOMORIDA, Akio) 神奈川大学法学部・教授 研究者番号: 30103906

樹神成 (KODAMA, Shigeru) 三重大学人文学部・教授 研究者番号: 20186703

武井寛 (TAKEI, Hiroshi) 甲南大学法学部・教授 研究者番号: 80226985

渋谷謙次郎(SHIBUYA, Kenjiro) 神戸大学法学研究科・教授 研究者番号: 50346277

### (4)研究協力者

佐藤史人(SATO, Humito) 名古屋大学法学研究科・准教授 研究者番号: 50350418